

令和 2年 3月 5日

群馬土地家屋調査士会
会長 佐藤栄二 様

群馬土地家屋調査士会太田支部
支部長 下山幹宏
TEL 0277-78-8245

いつもお世話になります。下記の件について太田市長 清水聖義(道路整備課)より通知がありました。太田支部会員には連絡網にてファックスいたしました。土地家屋調査士会へもあわせて連絡致します。

別紙、太田市道路整備課より境界証明願の変更点と境界確定書作成時のお願いについて



令和2年2月20日

群馬県土地家屋調査士会太田支部

支部長 下山幹宏 様

太田市長 清水 聖義
(道路整備課)



令和2年度からの境界の証明願の変更点のお知らせと
境界確定書作成時のお願いについて

日頃から太田市道路行政にご理解ご協力を頂きありがとうございます。
さて、令和2年度より、以下の通り境界の証明願の変更点と境界確定書作成時のお願いがありますので通知いたします。

① 過去の確定に関する境界の証明願について

境界復元図を作成せず、境界の証明願の表紙（太田市のホームページで取得したもの）と過去の確定図（太田市道路整備課で取得したもの）に申請者のみの割り印をし、その他、公図・案内図等必要書類を添付していただいで証明とします。

② 境界確定書作成時のお願いについて

- ・基準点の設置について、舗装上等、滅失しやすい場所に設置が多数見受けられます。恒久的地物に設置をお願いするとともに、確定図にどのような位置に基準点を設けたか明記してください。（例・側溝天端等）
- ・座標の根拠（世界測地系、日本測地系、任意座標など）を入れてください。
- ・境界確定図には土地所有者の名前は記入しないでください。